

横須賀盛り上げ大使設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各分野で傑出した活躍をしている本市にゆかりのある者を横須賀盛り上げ大使（以下「大使」という。）に任命し、さまざまな機会を通じて横須賀市の豊かな自然、歴史や文化などの魅力を発信することにより本市の振興及びイメージ向上を図り、もって大使の活動を通じて、子どもたちをはじめとした多くの市民が、本市に誇りを感じ、将来の夢を持てることを目的とする。

(委嘱)

第2条 大使は、音楽、スポーツ、文化、芸術、経済等の各分野において傑出した活躍の実績があり、自らの提案に基づく活動等を通じて、本市の魅力を市内外に発信することが期待できる者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市に、在住し、在勤し、若しくは在学する者又は在住し、在勤し、若しくは在学したことがある者
- (2) その他市長が必要と認める者

(役割)

第3条 大使の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 自らの活動の場を通じて意欲的に本市の魅力を発信すること。
- (2) 多くの市民が誇りに感じるような、本市の振興に資する企画を提案し、当該提案に基づく活動をすること。
- (3) 市、教育委員会又は市が参加している実行委員会等が行う事業に参加すること。
- (4) その他市長が必要と認める役割

(市長及び教育委員会の役割)

第4条 市長は、大使の活動の円滑化を図るため、次の支援を行う。

- (1) 市政等に関する情報の提供
- (2) 大使の活動を市内外へ広く紹介すること。
- (3) その他活動の円滑化に資する支援として市長が認めるもの

2 教育委員会は、大使に活動の機会を提供し、大使の活動成果を学校教育に活用するよう努めるものとする。

(任期)

第5条 大使の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 第3条に掲げる役割が果たせなくなったとき。

(2) 大使としての適格性を欠くとき。

(3) 大使から辞退の申出があったとき。

(4) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(報酬)

第6条 大使は、無報酬とする。ただし、市長が必要と認めるときは、謝礼金を支払うことができる。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 横須賀盛り上げ大使設置要綱（平成28年10月5日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、旧要綱の規定による横須賀盛り上げ大使（以下「旧要綱大使」という。）である者は、施行日に第2条の規定により大使に委嘱されたものとみなす。

4 前項の規定により委嘱されたものとみなされる大使の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧要綱大使としての任期の残任期間と同一の期間とする。